

第1章 計画改定の趣旨、計画の目的、位置づけ、計画期間

1 計画改定の趣旨

本計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「高齢者居住安定確保計画」として、2011(平成 23)年に策定し、前回の改定は 2019(平成 31)年 3月に行ったものです。

今回、改定から 5 年が経過し、社会環境の変化や、一層進むことが見込まれる高齢化への対応を行うため、計画を見直すものです。

2 計画の目的

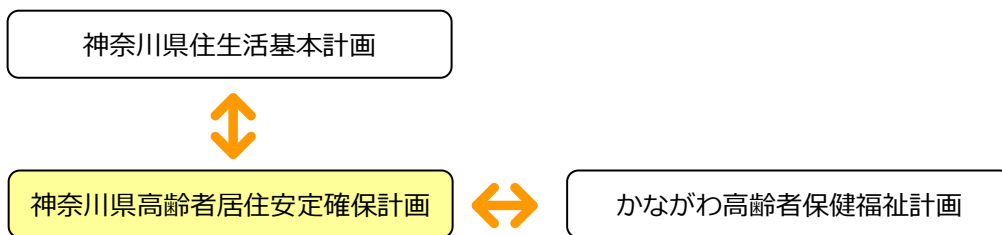
高齢者の住まいについては、単に住宅や施設等のハードを確保するだけでなく、見守りや介護サービス等のソフトの充実が不可欠です。

そこで、この計画は、住宅施策と福祉施策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定を確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を実現することを目的としています。

3 計画の位置づけ

本計画は「神奈川県住生活基本計画¹」及び「かながわ高齢者保健福祉計画²」と調和を図るとともに、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成 13 年法律第 26 号）第 4 条に基づく計画として位置づけます。

《計画の位置づけ》



4 計画期間

計画期間は、中長期施策を講じることができるよう、2024(令和 6)年度から 2033(令和 15)年度までの 10 箇年とし、原則として 5 年ごとに見直しを行うこととします。

¹ 神奈川県住生活基本計画：住まいまちづくりに関する施策を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に推進することを目的とする計画。現計画の計画期間は、2021(令和 3)年度から 2030(令和 12)年度まで。

² かながわ高齢者保健福祉計画：介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的とする計画。現計画の計画期間は、2024(令和 6)年度から 2026(令和 8)年度まで。